

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 3号 事業計画変更申請について
議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
議第 8号 令和2年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について

- 報告事項 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農政対策部会の結果報告について
報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 4号 作付変更届について
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 野 崎 文 夫 委員 | 2番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 3番 小 川 弘 樹 委員 | 4番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 5番 田 邊 敦 子 委員 | 6番 三 師 満 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 小 林 茂 宏 委員 |
| 9番 坂 井 浩 行 委員 | 10番 原 田 勝 委員 |
| 11番 渡 邊 一 英 委員 | 12番 廣 川 哲 也 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 佐 藤 秀 樹 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 藤 田 吉 則 委員 |
| 17番 熊 倉 睦 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |

19番 佐藤裕雄 委員

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栗原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 淨二 委員	原田 孝一 委員
松岡 博一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡邊 正 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝峰
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
経営基盤係 主事	赤塚 由依

午前9時25分 開会及び開議

(午前9時45分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定数19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。10番、原田勝委員、19番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1 ページを御覧願います。今月の申請は 1 件、面積 6,512 平米であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

25 番、東鰯田地内の農地 4 筆、6,512 平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10 アール当たり約〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件について御説明いたします。

9 ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定 20 件、面積 19 万 1,573.62 平米であります。

それでは、2 ページにお戻りをいただき、26 番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び 10 アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

26 番から 9 ページの 45 番までの 20 件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

26 番は、長沢地内の農地 2 筆、5,338 平米。

27 番は、長沢地内の農地 1 筆、1,406 平米。

28 番は、諏訪二丁目地内の農地 2 筆、425 平米。

29 番は、善久寺地内の農地 2 筆、9,429 平米。

3 ページをお願いします。

30 番は、中曽根新田地内の農地 1 筆、1,582 平米。

31 番は、中曽根新田地内の農地 6 筆、1 万 2,111 平米。

32 番は、大谷地地内の農地 1 筆、481 平米。

4 ページをお願いします。

33 番は、善久寺地内ほかの農地 16 筆、1 万 727 平米。

34 番は、芹山地内ほかの農地 7 筆、6,156 平米。

5 ページをお願いします。

35 番は、中曽根新田地内の農地 2 筆、7,608 平米。

36 番は、猪子場新田地内の農地 4 筆、2,520 平米。

37 番は、猪子場新田地内の農地 13 筆、5,778 平米。

6 ページをお願いします。

38 番は、島川原地内の農地 6 筆、1 万 5,288 平米。

39 番は、島川原地内の農地 2 筆、5,650 平米。

40 番は、島川原地内の農地 2 筆、6,786 平米。

7 ページをお願いします。

41 番は、島川原地内の農地 2 筆、5,000 平米。

42 番は、善久寺地内ほかの農地 15 筆、1 万 1,918.62 平米。

8 ページをお願いします。

43 番は、中曽根新田地内の農地 8 筆、1 万 2,316 平米。

44 番は、小古瀬地内ほかの農地 21 筆、5 万 2,744 平米。

9 ページをお願いします。

45 番は、東光寺地内ほかの農地 13 筆、1 万 8,310 平米。

以上 20 件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第 2 調査部会長は、佐藤代理の隣に着席を願います。

4 番、渡邊勝夫委員。

第 2 調査部会長（4 番渡邊勝夫委員）

おはようございます。それでは、第 2 調査部会の調査結果について御報告いたします。

第 2 調査部会では、7 月 27 日午前 9 時から厚生福祉会館第 2 集会室におきまして、部会員と佐藤会長代理出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前 11 時 54 分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第 1 号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転 1 件、新規設定 20 件、合計件数 21 件、面積 19 万 8,085.62 平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 1 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 2 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題

といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

11 ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積2,812 平米であります。

10 ページにお戻りを願います。

5 番は、長嶺地内の農地4筆、996 平米を譲受人が、譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10 アール当たり〇〇〇円であります。

6 番は、長嶺地内の農地1筆、241 平米を譲受人が、譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10 アール当たり〇〇〇円であります。

7 番は、栄荻島地内ほかの農地5筆、608 平米を譲受人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10 アール当たり〇〇〇円であります。

8 番は、諏訪二丁目地内の農地1筆、155 平米を譲受人が、譲渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

11 ページをお願いします。

9 番は、諏訪三丁目地内の農地1筆、138 平米を譲受人が、譲渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

10 番は、森町地内の農地1筆、674 平米を譲受人が、譲渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4 番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの3件、合計件数6件で、面積2,812 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

12 ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積2,435 平米であります。

4 番は、計画変更のみの申請で、塚野目地内の農地1 筆、2,023 平米を駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条金属工業団地南側で、10 ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1 種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2 分の1 を超えない転用であることから、第1 種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

5 番は、東光寺地内の農地5 筆、412 平米を売買により取得し、住宅1 棟及び駐車場5 台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1 平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、福多郵便局北500 メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3 種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5 号の28 番で農地法第5 条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4 番、渡邊勝夫委員。

第2 調査部会長（4 番渡邊勝夫委員）

議第3 号『事業計画変更申請について』は、合計件数2 件、面積2,435 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がありませんので、お諮りをいたします。議第3 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第４号『農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第４号『農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

13 ページを御覧願います。今月の申請は２件で、面積 1,024.10 平米であります。

４番は、新光地内の農地１筆、591.10 平米を農機具収納庫や作業所としてコンテナハウス５棟、トラックボディー２棟の設置敷地として利用したいものです。場所につきましては、三条総合病院北西 800 メートル付近で、農振農用地区域内に農業用施設を建設するものであります。

５番は、本年１月の総会におきまして、農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。西本成寺二丁目地内の農地１筆、433 平米を駐車場 12 台の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道 8 号土場北交差点東側 800 メートル付近で、第 3 種農地並みに宅地化した区域に近接する 10 ヘクタール未満の広がりのある地域にあることから、農用地区分は第 2 種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

４番、渡邊勝夫委員。

第 2 調査部会長（４番渡邊勝夫委員）

議第 4 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数 2 件、面積 1,024.10 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

廣川委員。

12 番（廣川哲也委員）

12 番、廣川です。番号 4 番ですけれども、農業用施設を建設するという事で、許可相当だという御説明ですけども、この〇〇さんが農家であるということを御報告していただかないと、ちょっとつじつまが合わないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

事務局（阿部事務局長）

大変失礼いたしました。農家資格ありで、説明が漏れておりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言ないようですので、お諮りをいたします。議第 4 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 5 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第 5 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

15 ページを御覧願います。今月の申請は 9 件で、合計面積 5,429.08 平米であります。

14 ページにお戻りをお願いします。

28 番は、先ほど御審議をいただきました議第 3 号『事業計画変更申請について』の 5 番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

29 番は、上保内地内の農地 2 筆、306 平米を使用貸借権の設定により、住宅 1 棟及びカーポート 1 棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、保内小学校南西 500 メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

30 番は、下保内地内の農地 1 筆、460 平米を使用貸借権の設定により倉庫兼事務所 1 棟及び資材置場の用地として利用したいものです。場所につきましては、保内駅北東 440 メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

31 番は、下須頃地内の農地 1 筆、166 平米を売買により所得し、駐車場 14 台分の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1 平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道 8 号下須頃南交差点北東 150 メートル付近で、都市計画用途

地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

32番は、下須頃地内の農地2筆、1,734平米を売買により取得し、集合住宅2棟、駐車場33台分の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、須頃保育所西100メートル付近で、500メートル以内に教育施設及び医療施設があり、かつ申請地西側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

15ページをお願いします。

33番は、令和2年1月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。尾崎地内の農地2筆、1,503平米を売買により取得し、駐車場51台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、尾崎地内、共栄鍛工所北側隣接地で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

34番は、尾崎地内の農地1筆、98.08平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和2年10月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、川通どれみ保育園南西700メートル付近で、農振農用地区域内の農地であります。工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

35番は、安代地内の農地1筆、430平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大面小学校北西90メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地西側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

36番は、荻堀地内の農地1筆、320平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、下田庁舎の西200メートル付近で、300メートル以内に市役所庁舎があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合

計件数 9 件、面積 5,429.08 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 5 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 6 号『耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第 6 号『耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について』御説明いたします。

16 ページを御覧願います。今月の案件は 2 件で、合計面積 3,292 平米であります。いずれも白地の農地となっております。

2 番は、大平地内の農地 1 筆、2,975 平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものです。

3 番は、上保内地内の農地 1 筆、317 平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響により、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものです。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4 番、渡邊勝夫委員。

第 2 調査部会長（4 番渡邊勝夫委員）

議第 6 号『耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について』は、合計件数 2 件、面積 3,292 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地

として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

廣川委員。

12 番（廣川哲也委員）

12 番、廣川です。この耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について、いわゆる非農地証明の交付ということになるかと思いますが、いま一度、これが将来、非農地証明を出したことによって不法投棄の場所になったとか、そういった心配もあろうかと思うので、交付基準を定めて、その中でもう少し地元の関与、内容の精査をするような形の基準を定めたほうがいいのではないかと思いますので、御提案を申し上げます。

以上です。

事務局（阿部事務局長）

現在、農地の判断につきましては、調査部会委員さん、あるいは事務局の職員で現況について現地確認をして判断しているところでございますが、今後の交付の基準等要綱を定めるべきじゃないかという御提案でございますが、農政対策部会などでまた御審議、検討をしていくことといたしたいと思いますが。

以上でございます。

議長（野崎会長）

廣川委員、それでよろしいですか。

12 番（廣川哲也委員）

はい、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』御説明いたします。

今回三条市長から意見照会のありました案件は、三条地区の重要変更4件、栄地区が重要変更2件、下田地区が重要変更2件の合計8件であります。

最初に、三条地区の重要変更について御説明いたします。

17 ページを御覧願います。

1 番は、申請者、株式会社兼古製作所の案件であります。位置につきましては、18 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、塚野目 2198 番で、登記地目は田、現況地目も田で、面積 2,003 平米であります。申請者は、申請地北側でドライバーその他作業工具を製造する事業所であります。変更理由は、今後予定している倉庫建設に伴い不足する駐車場を増設したいものであります。位置選定に当たり、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設と一体性が図れ、周辺農地に影響の少ない、既存施設南側の当該地を選定されたものであります。施設の概要は、駐車場 80 台となっております。

2 番は、申請者、株式会社北斗の案件であります。位置につきましては、19 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、三柳丙 21 番 1 ほか 5 筆、合計 6 筆で、登記地目は田、現況地目も田で、面積 4,703 平米であります。申請者は、申請地北側で自動車などの金属部品の塗装を手がける事業所であります。変更理由は、業績の伸びに伴い工場が手狭になってきたことから、申請地に工場兼倉庫及び従業員駐車場を設置したいものであります。位置選定に当たり、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れ、周辺農地に影響の少ない、既存施設南側の当該地を選定されたものであります。施設の概要は、工場兼倉庫 1 棟、駐車場 40 台となっております。

3 番は、申請者、〇〇〇〇さんの案件であります。位置につきましては、20 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、東鱈田 86 番で、登記地目は田、現況地目も田で、面積 199 平米であります。変更理由は、現在、申請者は西中地内のアパートに居住していますが、来春出産を控え、現住居では狭隘で不便を来すことから、祖父所有の申請地に住宅を建設したいものであります。位置選定に当たり、申請地は祖父所有農地と宅地に囲まれ、周辺農地への迷惑がかからない当該地を選定されたものであります。施設の概要は、住宅 1 棟となっております。

4 番は、申請者、〇〇〇〇さんの案件です。位置につきましては、20 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、東鱈田 86 番で、登記地目は田、現況地目も田で、面積 271 平米であります。変更理由は、現在、申請者は東本成寺地内のアパートに居住していますが、来春出産を控え、現住所では狭隘で不便を来すことから、祖父所有の申請地に住宅を建設したいものであります。位置選定に当たり、申請地は祖父所有農地と宅地に囲まれ、周辺農地への迷惑がかからない当該地を選定されたものであります。施設の概要は、住宅 1 棟及び通路となっております。

次に、栄地区の重要変更について御説明いたします。

21 ページを御覧願います。1 番から順に説明させていただきます。

1 番は、申請者、パール金属株式会社の案件であります。位置につきましては、22 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、山王西 129 番ほか 2 筆、合計 3 筆で、登記地目は田、現況地目も田で、合計面積 2 万 5,594 平米であります。申請者は、金属製台所用品、アウトドア用品などの製造販売業を営む事業所です。変更理由は、商品発送の迅速化を図るため、分散保管されている商品を集約できるよう既存の流通施設の増設をしたいというものであります。位置選定に当たり、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れる、南側隣接地である当該地を選定されたものであります。施設の概要は、倉庫となっております。

2 番は、申請者、吉善運送株式会社の案件です。位置につきましては、23 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、善久寺 2951 番で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積 624 平米であります。申請者は、善久寺地内で運送業を営む事業所であります。変更理由は、現在所有している車両置場において、使用する重機やそれを運搬する車両の駐車する場所が不足していることから、申請地に車両置場を設置したいものであります。位置選定に当たり、既存施設周辺の農振白地地域の農地は、トレーラーの運行ができない幅員の道路に面している農地、あるいは耕作されている農地で手放す意思がない方の農地であったため、既存施設との一体性が図れる、北側隣接地である当該地を選定されたものであります。施設の概要は、車両置場となっております。

次に、下田地区の重要変更について御説明いたします。

24 ページを御覧願います。

1 番は、申請者、〇〇〇〇さんの案件であります。位置につきましては、25 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、上大浦 206 番 1 ほか 1 筆、合計 2 筆で、登記地目は田、現況地目も田、面積は 344 平米であります。変更理由は、現在、申請者は興野三丁目地内のアパートに居住していますが、このたび両親の住む実家に戻ることを決めたものの、現在の建物規模では手狭となることから、敷地の隣地に一戸建てを建築したいものであります。位置選定に当たり、実家に隣接する農振白地地域の土地がないため、実家敷地と一体利用でき、親が所有する土地である東側隣接地である当該地を選定されたものであります。施設の概要は、住宅 1 棟及び駐車スペースとなっております。

2 番は、申請者、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件であります。位置につきましては、26 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、北五百川 3518 番 1 で、登記地目は田、現況地目は畑、面積は 365 平米であります。変更理由は、現在、申請者は北五百川地内の祖父の家に 4 世代同居していますが、子供も大きくなり、手狭となることから、現在居住している敷地の隣地に住宅を建築したいものであります。位置選定に当たり、居住地周辺には取得可能な農振白地地域の土地がなく、隣接した農地がない当該地を選定されたものであります。施設の概要は、住宅 1 棟及びカーポートとなっております。

以上 8 件であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4 番、渡邊勝夫委員。

第 2 調査部会長（4 番渡邊勝夫委員）

議第 7 号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数 4 件、面積 7,176 平米、栄地区で件数 2 件、面積 2 万 6,218 平米、下田地区で件数 2 件、面積 709 平米、合計件数 10 件、合計面積 3 万 4,103 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、全件、変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 7 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第 2 調査部会長は、自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 8 号『令和 2 年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第 8 号『令和 2 年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』御説明いたします。

議案書 27 ページをお願いします。

御承知のように、全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。

平成 28 年の農業委員会法改正で最重点課題に位置づけられた「農地利用の最適化」を強力に推進するためには、全国農業新聞による施策や取組事例の周知は重要であることから、昨年度より「農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大 3 ヶ年運動」に取り組んでいるところです。

三条市の購読部数は、令和２年３月時点で、152部でした。昨年度の計画では157部を目標としていましたので、僅かに５部届かず、達成率は97%でした。

今年度の目標部数については、新潟県農業会議からはできるだけ①、②のいずれかを目標としてほしいと伺っておりますが、当農業委員会においては、購読部数が減少している現状も踏まえ、令和２年７月現在の一般購読部数144部に、委員お一人1部の新規申込みとして37部を加えた、181部を目標部数と設定いたしました。

次に、普及推進に当たっての年間活動計画についてです。

今年度は、９月から11月を普及強化月間と位置づけ、担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施します。また、農業委員会だより「向日葵」や三条市ホームページなどによるPR活動に取り組んでまいります。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りますが、皆さんのほうで何か御意見ございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただいまの説明のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

新潟県が策定した「農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大3ヵ年運動」において、「農業委員・農地利用最適化推進委員1人が毎年2部以上の新規購読申込確保に取り組む」とあります。

当農業委員会の目標は、現在の購読数に委員、推進委員1人1部の新規購読としておりますが、できるだけ県の目標に近づくよう、今年度も全委員の皆様から普及推進活動の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、事務局は、総会終了後に申込書、普及資材等について説明を願います。

この件について、私のほうから若干時間をいただいた中で説明させていただきますが、先ほど事務局、局長のほうから説明がございましたように、ここ近年、過去に購読者があったのがみんなキャンセルを受けております。ということは、キャンセルを受けているということを私は県のほう、全国農業会議所のほうにも話をしたんですが、全国農業新聞の内容自体が相当間違っているということで厳しい発言をいたしました。というのは、皆さん見て分かるかと思いますが、農業委員の活動のみ、もう我々が見ても、ああ、そうかという程度の記事しか載っていない。じゃ、目新しい農業政策の中で動いている状況というものを記載されていない。やっぱり農家はそういうのを目標にして新聞を購読するはずだと。できれば全国農業新聞は、日本農業新聞に劣っているから、日本農業新聞を参考にしながら、日本農業新聞の記事に負けないような記事を記載してほしいと、私はそう願ったわけでございますが、なおその辺はまだ解決しておりません。三条市ばかりじゃなくて、ほかの市町村でもやはり激減しているのが現状でございます。私と同

じような考え方を持っておられる会長さんがほとんどでございます。そういったようなことで、大変全国農業新聞については厳しい状況であります、できたら皆さん1部なんかな言わないで、2部以上取るような気持ちでやっていただければなと思っています。不平があるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

そしてまた、今日も農地のあっせんが出たわけでございますが、規模拡大を図る農家の人に、もう購読しているんだという話であつたら別ですが、まだ購読していない農家がいたら、そこでひとつ新聞の購読をお願いしますと指導していただければなと思っていますので、ぜひその辺も忘れずに協力をお願いしたいと思います。私のほうから、若干ですが、説明させていただきます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

それでは、私のほうから農政対策部会の会議の内容を御報告いたします。

部会としては、7月20日の午後1時半から厚生福祉会館第2集会室において、野崎会長、佐藤会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、6月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました令和2年度利用状況調査について及び令和2年度の作況調査についてでございます。

最初に、利用状況調査について御報告いたします。平成28年の改正農業委員会法の施行により、農地利用の最適化が農業委員会の業務として必須化され、併せて遊休農地に対する固定資産税が強化されたことから、一層の優良農地の確保と農地の利用調整を図るための着実な取組が求められています。こうした改正の目的を踏まえ、遊休農地の実態掌握、発生防止、解消対策及び農地の違反転用発生防止等を的確に実施するため、農地パトロールを実施するものとなりました。そこで、今年度の調査を本日と10月30日の2回、総会後の午後に実施することといたしました。

なお、本日午後の調査につきましては、遊休農地の把握や前年度の農地法第3条の許可後における耕作状況の把握についてでございます。また、本日は午後1時から、三条地区の会場は厚生福祉会館2階の第2集会室、栄地区は栄庁舎1階多目的室、下田地区は下田庁舎3階の302会議室に集合していただきたいと思います。また、各会場におい

て事務局からパトロール方法について説明を受けた後、それぞれ担当地区内のパトロールを実施していただきます。パトロール終了後は、各地区でパトロールの報告と検討会をお願いいたします。

なお、細かい点につきましては後ほど事務局より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

次に、作況調査についてでございます。今年度の作況調査は、昨年同様、圃場検分による調査とし、各委員から記録用紙に作況や予想収量などを記録していただきます。実施日は8月31日、総会后といたします。作況調査を行う圃場は、三条地区が2か所、栄、下田地区がそれぞれ1か所実施することといたします。また、調査終了後は作況調査検討会を実施いたします。詳しいことにつきましては、後日事務局から案内がありますので、よろしくお願いいたします。

以上、農政対策部会からの報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了します。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より説明願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。8月25日午前9時から厚生会館第2集會室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時半開会を予定しております。

以上をもちまして総会の議案が全て終わりましたが、そのほか皆様のほうから何か御意見等がありましたら承りたいと思います。せっかくの機会でございますので、どうか発言を願いたいと思いますが。

ないようですので、定例総会を閉会いたします。

午前１０時３０分 閉会

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（１０番）

議事録署名委員（１９番）
